

# 週刊現代の損害賠償請求事件判決の結果

当(財)日本障害者スポーツ協会とその会長である北郷勲夫は、株式会社講談社が発行する「週刊現代」に掲載された下記内容の記事に対し、平成16年6月に損害賠償の訴訟を起こしました。

年	月 日	タイトル
2004	5月8日 ・15日	ひどすぎるパラリンピック委員長(北郷勲夫元社会保険庁長官)が障害者を侮辱 食い物に!
	5月22日	怒りの追及第2弾 日本パラリンピック委員長(北郷勲夫元社会保険庁長官)の不正経理をバラす(元選手が告発)
	10月2日	アテネ大会開催のウラで障害者を食い物に 怒りの追及 日本パラリンピック委員長(北郷勲夫元社会保険庁長官)の集金システム

その判決の結果は下記の通りになりました。関係者の皆様にはご心配とご迷惑をおかけしましたが、東京地方裁判所はこの記事が、事実と合致するものとは認められず、当協会及び北郷会長の名誉を毀損したのものとして、以下の通り損害を賠償するように命じました。

東京地方裁判所

平成18年11月7日 13時10分

主文

- 1 被告は、原告財団法人日本障害者スポーツ協会に対し、330万円及びうち300万円に対する平成16年5月15日から、うち30万円に対する平成16年7月7日から各支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- 2 被告は、原告北郷勲夫に対し、220万円及びうち200万円に対する平成16年5月22日から、うち20万円に対する平成16年7月7日から各支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- 3 被告は、原告らに対し、被告発行の週刊誌「週刊現代」上に、別紙(1)記載の記事を、同記載の条件で1回掲載せよ。
- 4 原告らのその余の請求をいずれも棄却する。
- 5 訴訟費用はこれを10分し、その1を被告の負担とし、その余は原告らの負担とする。
- 6 この判決は、第1項及び第2項に限り、仮に執行することができる。